

事業系ごみの減量によるメリット

企業のイメージアップ

○地球環境問題に関心が高まっている今、会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することは企業のイメージアップにつながります。

経営コストの削減

○ごみを減量化することにより、ごみ処理にかかるコストが減り、経営コストの削減を図れます。

社員の意識改革

○ごみを出さない職場、製品づくりをめざすことは、組織や製造工程の合理化等の見直しのきっかけになり、社員一人ひとりの意識改革につながります。

地球環境保全

○事業者のみなさんによる廃棄物減量の取組により、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減など、次の世代へ良い環境を残すことができます。

資源として活用する方法

～リサイクルすることが可能な業者に委託してください～

- 資源は、びん・缶・紙類・布類などに分別し、資源回収業者に引き取ってもらいましょう。引き取り価格、持ち込みの要否、その他の条件については、個々の業者にお問い合わせください。
- また、自らの施設内で生ごみ処理機を使って、生ごみを堆肥化したり乾燥させて減量化する方法もひとつ的方法です。
- 再生事業者（リサイクル業者）については、「大阪府登録廃棄物再生事業者名簿」で検索を。

生ごみ減量に向けた事業者の取組ポイント

- ①発生を抑制する：食材の管理を徹底して、食品を作り過ぎないように心がけましょう。
飲食店・小売店では、小盛りメニューやバラ売りの導入も検討しましょう。
 - ②水切りを徹底する：生ごみの80%は水分です。水切りをすることで大幅に減量することができ、処理費用の削減にもつながります。
 - ③リサイクルする：生ごみを飼料・堆肥・メタン（エネルギー化）などへリサイクルしている業者に、処理を委託しましょう。業務用生ごみ処理機を活用する方法もあります。
- 生ごみのリサイクル業者については、「登録再生利用事業者」で検索を。

分ければ資源、ごみの減量に努めましょう

事業に伴い発生する様々なごみは、分別し、出し方を変えるだけで、焼却処理経費の削減につながるだけでなく、事業者の経費の削減につながります。

また、二酸化炭素(CO₂)の削減にも寄与し、企業の社会的責任をはたすことができます。



※泉州環境マスコットキャラクター
「とろすけ」

事業系ごみの

減量化にご協力ください！

分別と出し方

事業者の皆様へ

事業者の皆様には、本市・本組合の事業系ごみの減量化と資源化に向けた取組にご協力をいただきありがとうございます。

泉州クリーンセンターに搬入される可燃ごみのうち、家庭系ごみは減少しているものの、事業所から出される事業系一般廃棄物は、年々増加しています。

このリーフレットは、事業系ごみのうち、泉州クリーンセンターが処理を行っている事業系一般廃棄物の減量と適正な処理を推進・啓発するために作成しました。

事業者の皆様のより一層のご理解とご協力を願っています。



平成29年2月発行

泉大津市・和泉市・高石市・泉州環境整備施設組合

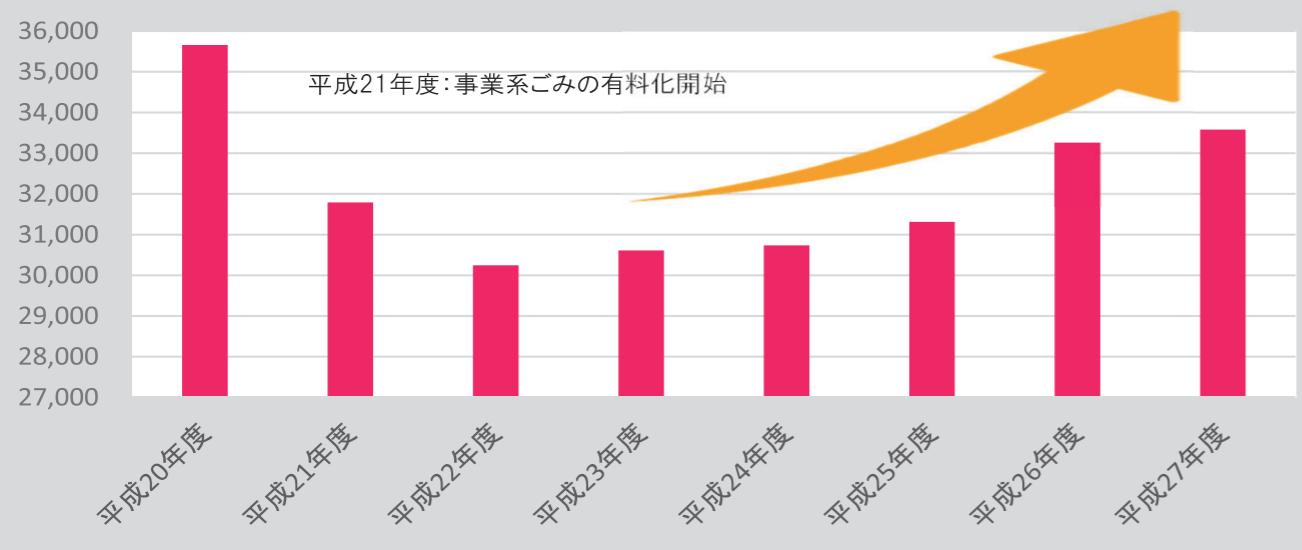
事業系一般廃棄物の現状

～事業系一般廃棄物の減量にご協力をお願いします～

組合市（泉大津市・和泉市・高石市）における平成27年度の可燃ごみの排出量は約84,600tでした。そのうち、事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）の量は約33,600tであり、可燃ごみ全体の約40%を占めています。

ごみの量の推移を見ても、事業系ごみの有料化により一時的に減少したものの、平成23年度以降は、事業系ごみの量は年々増加しています。

こうしたことから、事業系一般廃棄物の減量は、大変重要な課題となっています。



事業者には責任があります

事業者には、ごみによって生活環境に影響を及ぼさないよう、法律などで、ごみを出す事業者が守らなければならないことが定められています。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。（廃棄物処理法第3条第1項）
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うなど、廃棄物の減量に努めなければなりません。（廃棄物処理法第3条第2項）
- 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないようにしなければなりません。（廃棄物処理法第3条第2項）
- 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。（廃棄物処理法第3条第3項）

※「事業者」とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公共公益事業等を営む者も含まれます。

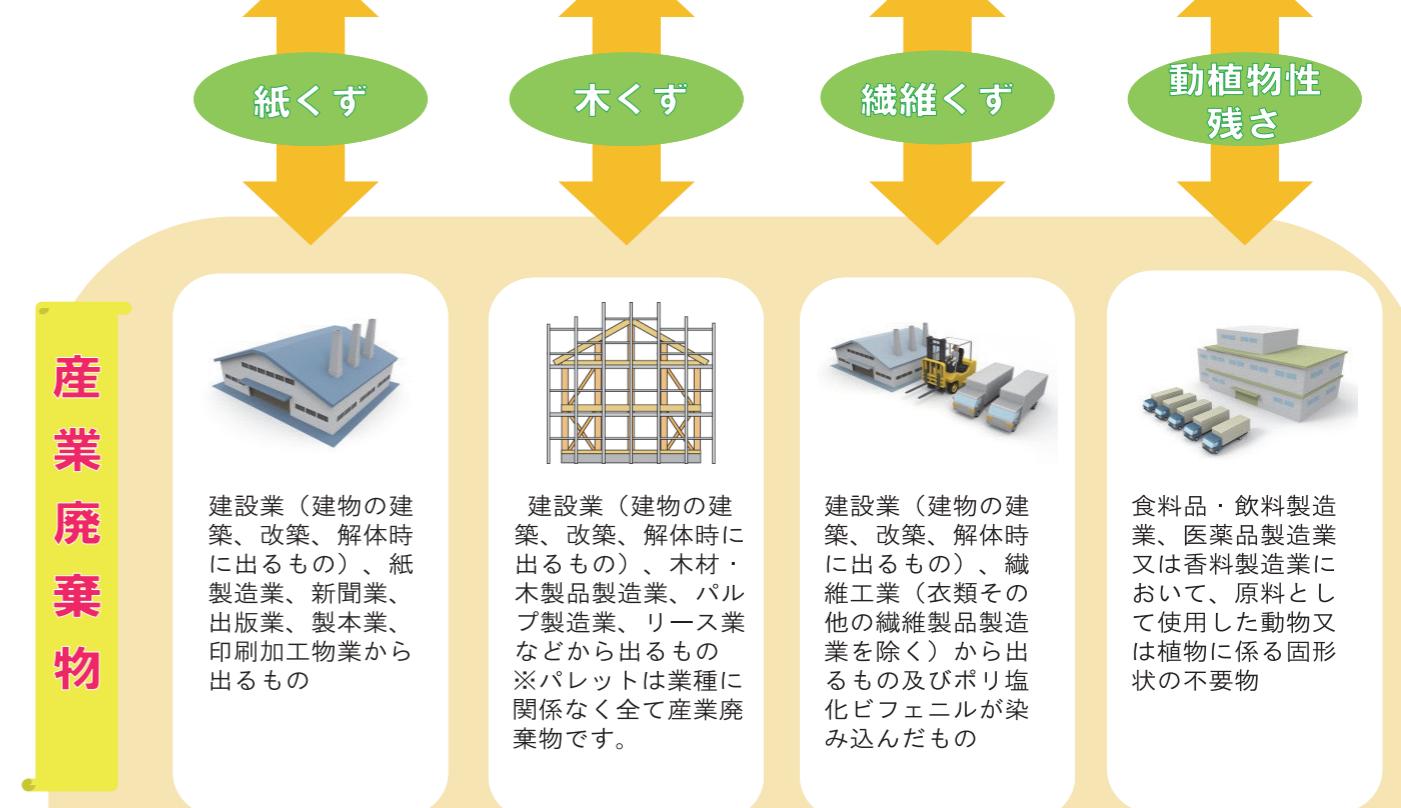
※「事業活動に伴う」とは、本来の事業活動のほか、それから随伴するものである限り、付随的業務に伴うものや不可避的に伴うものを含みます。例えば、従業員が昼食時に排出する廃棄物（廃プラスチックである弁当容器や金属くずである空き缶類など）も「事業活動に伴つて」排出されたものとなります。

＜問合せ先＞

- 泉北クリーンセンター 環境部 資源循環型社会推進課 (TEL: 0725-41-2030)
- 泉大津市 都市政策部 環境課 (TEL: 0725-33-1131)
- 和泉市 環境産業部 生活環境課 (TEL: 0725-41-1551)
- 高石市 総務部 生活環境課 (TEL: 072-265-1001)

事業系ごみの区分

●事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、適正に処理しなければなりません。



●産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生するごみで「廃棄物処理法」に定められた21種類の廃棄物です。

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの (業種限定)	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
・国外から日本へ輸入された廃棄物（航行廃棄物と携帯廃棄物を除く） ・産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑯のそれぞれに該当しないもの	